

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成28年10月25日（火）

担当課：街づくり計画部 街づくり総務課

件 名： 大和市立地適正化計画について	
提出理由：大和市立地適正化計画の策定にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 ・今後の人口減少と少子高齢化の進行に備え、都市機能の集約による都市のコンパクト化とこれと連携する公共交通ネットワークの形成によるまちづくりを推進するために、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設された。 ・本市では、既に一定の都市機能が駅周辺に集約され、公共交通網も充実している環境にあり、当面は大幅な人口減少は見込まれないが、少子高齢化は確実に進行しており、避けては通れない大きな課題となっている。 ・このことを踏まえ、本市においても立地適正化計画のもと、少子高齢化の進行を見据えたまちづくりに取り組んでいく必要がある。 2. 計画の位置付け ・第8次大和市総合計画における土地利用の方向や、大和市都市計画マスタープランに示されている「目標とする空間像」等の方針を踏まえ、具体的な都市づくりを推進するための計画として位置付ける。 3. 計画の概要 (1) 現状と課題 ・都市づくりにおける人口動向、公共交通、土地利用、生活サービス施設、災害等に対する安全性、財政の健全性について現状と課題を整理。 (2) 計画の目標及び基本方針 ①計画の目標 ・高齢化や人口減少が進行する中でも、「健康な人口」と、健やかで豊かな生活を送れる「健康創造都市 やまと」の実現を目指す。	②基本方針 ・高齢化進行地域の若返りを念頭に置いた人口誘導による地域間人口バランスの確保 ・子育て世代を中心とした生産年齢人口の定着と呼び込みによる世代間人口バランスの確保 (3) 都市機能誘導区域及び誘導施設 ・都市機能誘導区域は、都市計画マスタープランで示される「目標とする空間像」に基づき、「やまと軸」上に位置する中央林間駅、南林間駅、鶴間駅、大和駅、桜ヶ丘駅、及び高座渋谷駅の各駅周辺に定める。 ・行政機能、介護福祉機能、子育て機能、医療機能、及び教育・文化機能を誘導施設として位置付ける。 (4) 居住誘導区域 ・本市は既に市街化区域のほぼ全域で交通利便性や人口密度が高いことから、市街化区域全域を居住誘導区域として定める。 ・ただし、土砂災害警戒区域は除外する。 (5) 都市機能誘導、居住誘導を実現するための施策 ・基本方針の実現に向けた誘導施策の展開 ・都市機能誘導区域内における税制優遇措置等 ※固定資産税・都市計画税については、課税標準額を条例で定める割合（4/5）に軽減（5年間）するため市税条例を改正する。 (6) 計画の達成状況に関する評価 ・都市計画マスタープランの点検・評価に合わせ概ね5年ごとに評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。 4. 計画期間 ・計画策定後から概ね20年後の平成47年（2035年）とする。 5. 今後の取組み ・誘導施策の具体的な内容について各所管部との連携のもと、検討を進める。
経 過 H27. 5 都市計画審議会（情報提供） H28. 1 中央林間駅周辺まちづくり事業推進 庁内会議開催（情報提供） H28. 2～6 国・県・庁内関係課との調整（随時） H28. 7 都市計画審議会（中間報告）	今後の予定 H28. 11 都市計画審議会（中間報告） H28. 12 意見公募手続の実施 H29. 1 市民説明会の実施 H29. 2 都市計画審議会（諮問） H29. 3 立地適正化計画策定、公表

